

SAGA

市報 さが

平成14年 **5** 月15日号/No.822

CONTENTS

2・5 特集 佐賀市行政改革推進会議からの
提言について No. 2

6・7 自転車は ルールを守って
楽しく乗ろう!!

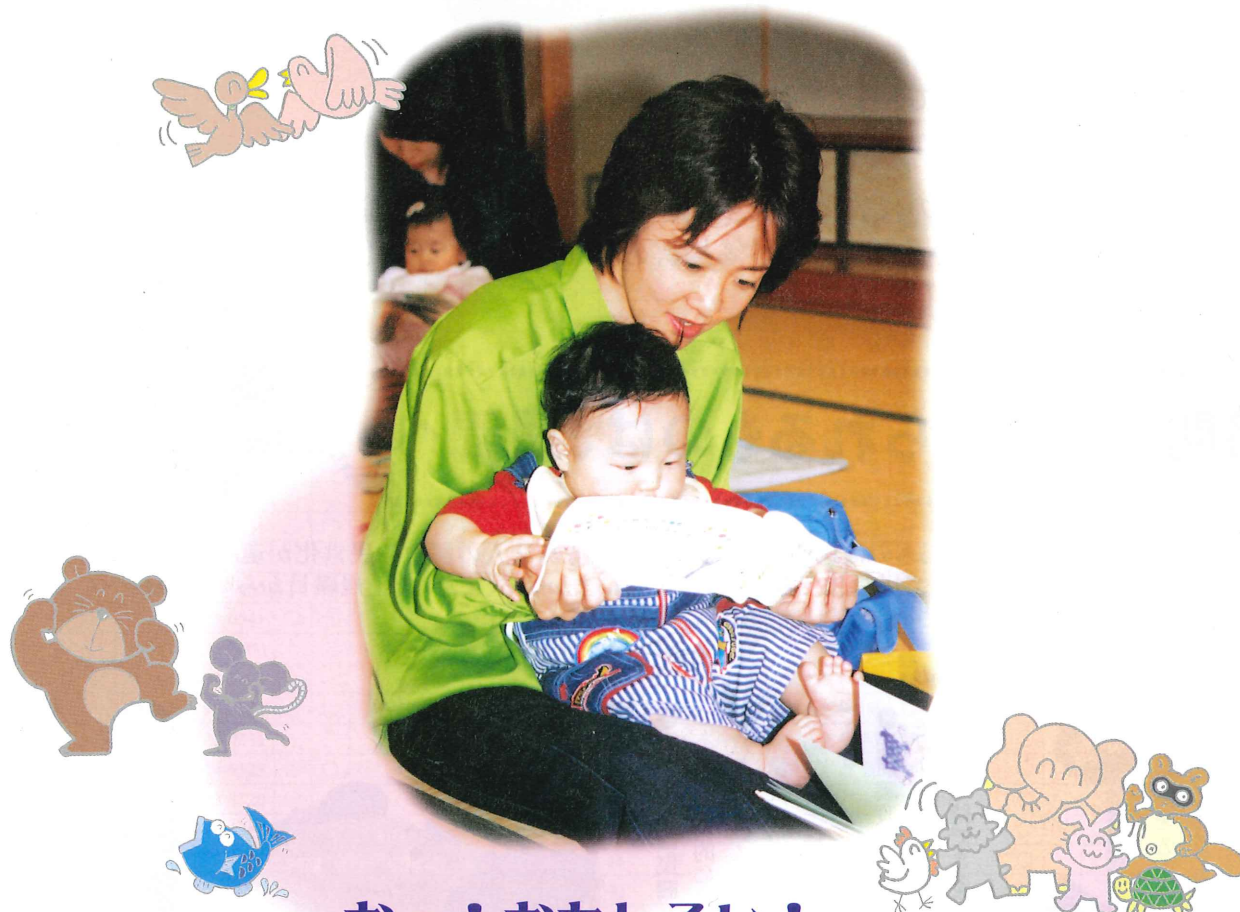
8 市民税課からのお知らせ

10 リサちゃんのリサイクルレポート

13 佐賀市観光振興戦略プラン
・具体化事業報告

14 あきらめないで! まず電話!

16 佐賀市歴史探検



おっ! おもしろい!

4月から4カ月の赤ちゃんを対象に「ブックスタート」を開催しています。抱っこの暖かさの中で優しく語りかける時間は、赤ちゃんの言葉と心を育みます。



市報さがは再生紙100%を使用しています。



子どもたちの「変わらない笑顔」のために
いま「変えるべきこと」が
あります。

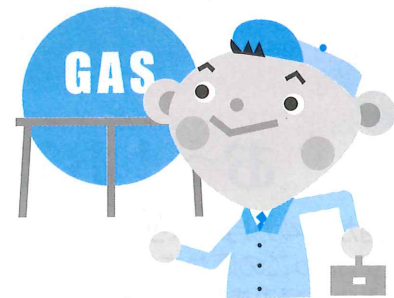
いつまでも子どもたちの笑顔があふれ、
市民にやすらぎと幸せを感じてもらえるような佐賀市にしたい。
そのためには、行政改革はぜひとも取り組む必要がある重要な課題です。

前号では、3月28日に、市民の代表で構成された「佐賀市行政改革推進会議」から
佐賀市に対して提出された行政改革に対する提言の主な内容をご紹介しました。
今回は、その内容について詳しくご紹介します。

民間にまかせられるものは、民間へ

国においても「民間にまかせられるものは民間へ」ということで、特殊法人の解散や民営化が進んでいます。
佐賀市においても、次の業務について民営化できるものは民間にまかせる、または、正規職員から嘱託職員への
切り替えを進めるという提言がなされました。

ガス事業



- ガス事業は民間と競合している分野であり、全国的には、ほとんどが民間で経営されている。
- 熱量変更事業に多額の費用を要するため、赤字経営に陥ることが予測されている。
- 民間譲渡すれば、売却益とあわせ、固定資産税や法人市民税などの安定的な収入が期待できる。

提言

- 時期を逸することなく、速やかに民間譲渡するべき。
- ガス局職員については適正な配置転換を行う必要がある。

可燃ごみ収集

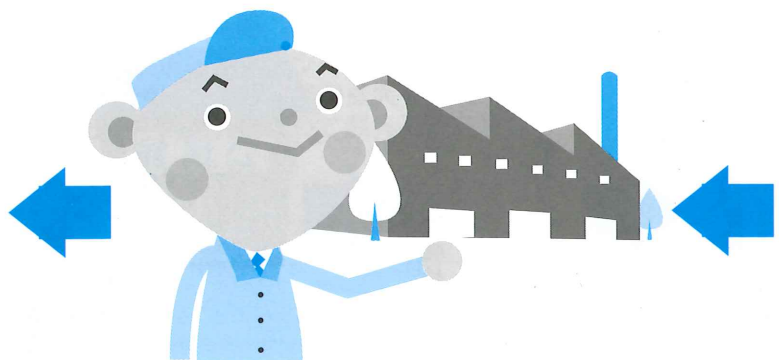


- 1トン当たり市営の経費1万7,503円（平成12年度）は、民間の経費の倍以上にあたる。
- 全国的にも既に半数を超える自治体で民間委託への切り替えが行われている。（県内でも4市が民間委託へ切り替え済み）
- 民間委託すれば、約2億8千万円の経費削減が期待できる。

提言

今後は退職者不補充などを行い、段階的に民間委託に切り替えるべき。

ごみ清掃工場 管理の委託化



- 平成15年度から新ごみ清掃工場の運転業務が開始される予定である。
- 市営に比べて民間の方がコストが低く、かつ高度技術に対応できる。

提言

民間にゆだねるべき。

学校給食

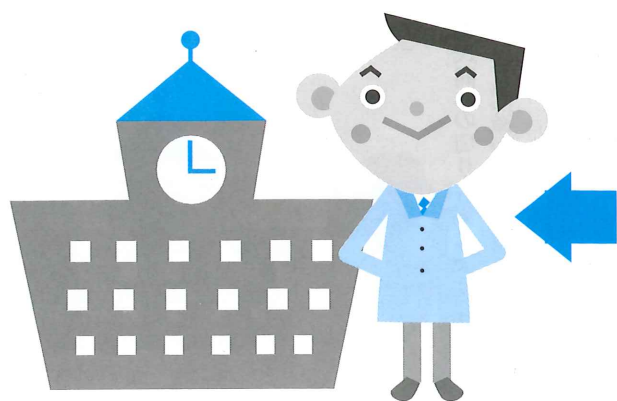


- 民間委託への切り替えによって、今後8年間で8千5百万円を超える経費削減が見込まれている。
- 既に小学校2校では、平成14年度から民間委託が試行されている。

提言

退職者不補充などを行い、順次民間委託に切り替えるべき。

学校事務員（用務員）



- 全校嘱託への切り替えを行った場合、約1億円の経費削減が期待できる。
- 唐津市、鹿島市などでは8割以上を嘱託に切り替え済み。

提言

退職者の不補充を行い、全校、嘱託で対応すべき。

市職員の給与、手当などの見直しを

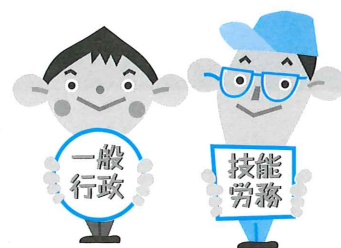


市の財政が厳しい状態では、職員の給与体系も見直すことが大切です。提言では、これまでの慣習にとらわれず、民間の手法も取り入れながら、より能力に応じた給与が得られるような体系にしていくべきとされています。

一般行政職 ラスパイレース 指数の引き下げを

●一般行政職のラスパイレース指数(国の平均給与を100として算出)は、102.7(12年度)となっている。当面佐賀県の指数101.2(平成12年度)を目標に引き下げることが望まれる。

技能労務職 (調理員・作業員 などの給料表の 見直しを



給料表が行政職と同じことなどにより、
●国の技能労務職より3割も給料が高い
●国の技能労務職最高級を上回る職員が70名(全体の30%超)
●給料表の最高級に半数以上の職員が集中

年功序列的 給料表運営の 改善を



佐賀市の「年数だけでの一律昇給・昇格」は、「やる者もやらない者も同じ」という典型的な「悪平等」の扱いである。

特殊勤務手当の 見直しを



●「危険」「困難」「不快」である職のみに支給されるべき特殊勤務手当の適用範囲が広がっている。
●水道局およびガス局の職員には、企業手当(給料月額3.5%が支給されている)。

市民の皆さんの意見募集

お問い合わせは
企画課行政改革推進室
☎40・7027

e-mail kikaku@city.saga.saga.jp

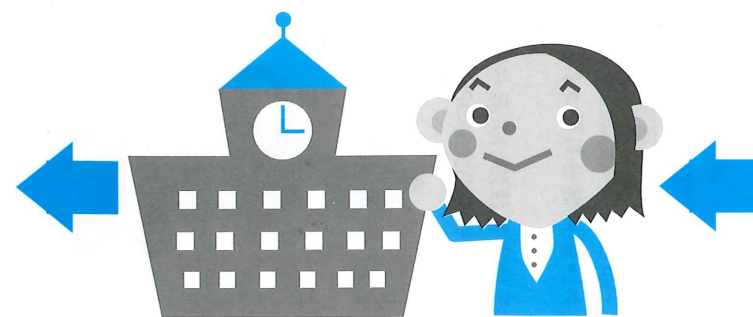
までお気軽にどうぞ

以上2号にわたり、提言の内容を詳しくご紹介しました。行政改革は市民の皆さんのためのものです。皆さんからのさまざまな意見を踏まえ、よりよい方向で推進したいと考えております。皆さんの意見をお聞かせください。

<http://www.city.saga.saga.jp/>

この提言は、市役所1階情報公開係(西側)で閲覧できます。
また、佐賀市ホームページで公開していますので、ご覧ください。

学校事務職員



●県費負担職員として置かれることになっており、それ以上に市費負担で置いているところは全国的にも少ない。

提言

正規職員は早急に市長部局に引き上げ、臨時職員または嘱託で対応するか廃止の方向で考えるべき。

公民館



●現在、各館とも、正規職員2名が配置されている。
●佐賀県内の他市は、正規職員1人か嘱託または臨時職員の配置となっている。

提言

●正規職員を平成14年度から1人とし、更に平成17年度からは、嘱託または地元で管理する。
●本来の公民館業務以外の自治会、老人会の仕事などコミュニティ的な部分は、地区住民が行うよう見直すべき。

保育所

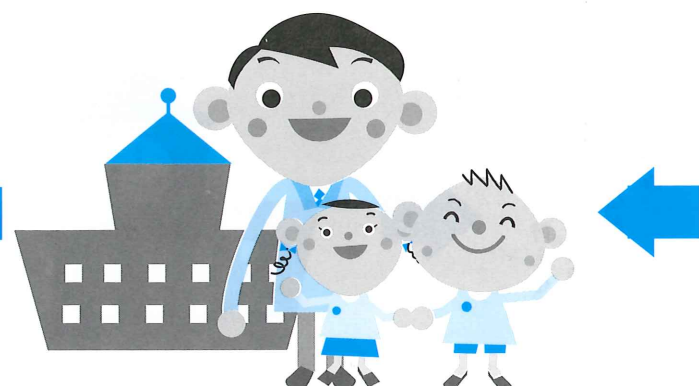


●現在、園児1人当たりの市費投入額は、民間に比べ約7倍という異常な高さで、金額にすると2億7千万円になる。
●乳児保育や延長保育などの少子化対策も、民間の低いコストであるいは若干の補助を行う程度で十分対応可能である。

提言

●早急に民営化に向けて取り組む必要がある。

幼稚園



●民間への切り替えにより、5千万円超の経費削減が見込まれる。

提言

●民営化、または公設民営方式に切り替えることを検討するべき。

自転車は ルールを守って 楽しく乗ろう!!

JR佐賀駅周辺は放置禁止区域です



自転車は通勤、通学、買い物などの身近な交通手段としてはもちろんのこと、最近では、スポーツとして、趣味として、遊びとしてさまざまな利用の仕方が見られるようになり、その需要は増えています。

しかし、一方では道路上に放置された自転車が、歩行者や住民の方に多大な迷惑をかけているのも事実です。自転車は気軽に利用できる乗り物です。それだけに利用者にはルールやマナーを守って欲しいものです。



自転車駐車場以外の場所で利用者が自転車から離れていて、すぐに動かすことができない状態を放置といいます。

放置とは

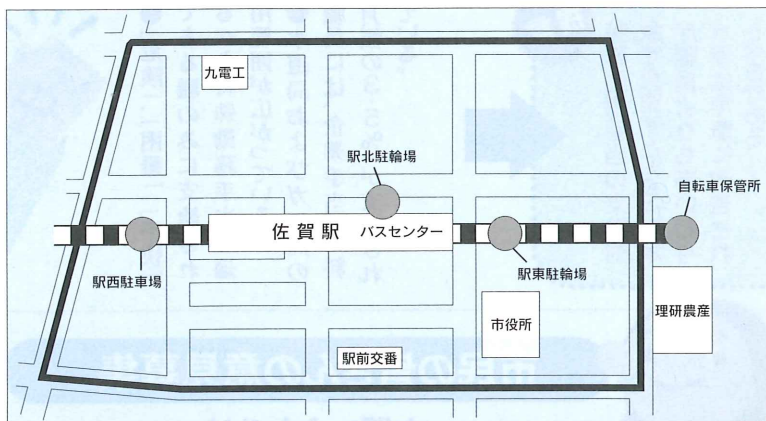
- ・平坦地の多い佐賀は、非常に自転車を利用しやすい街です。自転車は、環境に優しく、健康にも良い乗り物で、経済性、利便性にも優れています。しかし残念なことに、JR佐賀駅周辺を筆頭に、道路上に自転車を放置する人が後を絶ちません。「急いでいるから」「みんなが置いているから」「1台くらい」という安易な気持ちで自転車を放置した結果、
- ・歩行者や障害者が通行し難いなど道路機能の障害
- ・消防車が入れないなど防災上の問題
- ・都市景観の阻害
- ・盗難事件や乗り捨てを誘発しやすい
- ・などいろいろな弊害を生み出しています。

佐賀駅周辺は平成5年4月より自転車などの放置禁止区域（右図参照）に指定されています。ここに自転車や原付バイクを放置すると強制撤去され、返還時に撤去保管料を徴収されます。

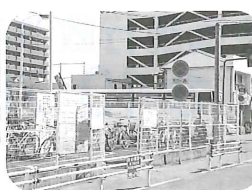
駅周辺には最近でも1日に200台程度の自転車が放置されており、これらの大半は買物客などによる短時間の放置ですが、

JR佐賀駅周辺は放置禁止区域です

自転車放置禁止区域および自転車駐車場案内図



駅西自転車駐車場



駅北自転車駐車場



駅東自転車駐車場

通勤、通学などのJR利用客や盗難車の乗り捨てもみられるようです。

決められた自転車駐輪場をご利用ください

佐賀市では自転車駐車場を3カ所設置しています。

駅に隣接する商店には自転車駐輪場が設けられています。

自転車は所定の駐輪場に止めましょう。

◎問い合わせ 道路課 ☎ 40・7175

放置禁止区域に放置された自転車の取り扱い



放 置
放置禁止区域内の公共の場所に
放置されている自転車、原付
バイクを対象とします

警 告
随時巡回し、放置自転車には
警告札の貼付を行います

撤 去
警告札が付いたままの自転車など
を自転車保管所へ移動します

保 管
自転車保管所で保管し、所有者の
調査および連絡をします



佐賀市放置自転車など保管所

返還に必要なもの
鍵、住所・氏名を明らかにできるもの。
(免許証、学生証、健康保険証など)

撤去保管料

自転車 1,000円
原付バイク 1,500円

連絡先 ☎32-5024

※位置は右のページの図をご覧ください。

返還時間

月曜日から金曜日(祝祭日、年末年始を
除く) 8:30~17:00

自転車等の放置禁止 放置禁止区域 案内図 返還について

佐賀市自転車等保管所
☎32-5024
(月曜日から金曜日 8:30~17:00)
(年末年始を除く)

この周辺に自転車等を放置されたと
思われる場合は、市が警告札を貼付し、
自転車等を撤去する場合があります。
撤去された自転車等は、佐賀市自転車等保管所
に保管されます。

返還について
返還場所 佐賀市自転車等保管所
☎32-5024
(月曜日から金曜日 8:30~17:00)
(年末年始を除く)

返還に必要なもの
① 鍵
② 住所・氏名を明らかにできるもの
(免許証、学生証、健康保険証など)
返還時に移動・保管に要した費用
として撤去保管料を徴収します。

CAUTION It is prohibited to park your bicycle-motorbike in this area. If you park it in this area, you will be fined ¥1000 for bicycles and ¥1500 for motorbikes. If your bicycle-motorbike is parked in this area, it will be removed by the city. Your bicycle-motorbike will be taken to the following location.

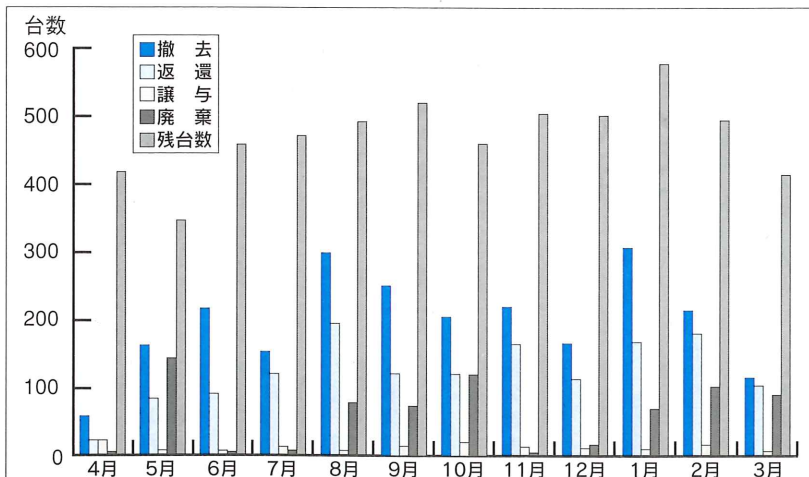
処 分

告示後3カ月経過後、引取りのない
自転車などは廃棄処分します

返 還

返還時に移動・保管に要した費用
として撤去保管料を徴収します

放置自転車の撤去・返還状況表 (平成13年度)



年月日	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累計
撤去	56	161	209	154	296	251	209	234	158	311	227	129	2,395
返還	30	81	91	116	193	125	126	157	113	160	173	104	1,469
譲与	30	10	10	20	10	20	30	20	20	20	30	10	230
廃棄	3	140	3	7	68	66	125	5	30	65	102	83	697
残台数	416	346	451	462	487	527	455	507	502	568	490	422	

佐賀市自転車等駐車場

場所

佐賀駅の東・西・北の3カ所に有ります。
※位置は右のページの図をご覧ください。

☎: 駅東 23・5790

駅西 23・1929

営業時間

○駅東・西 6~22時 (12/29~1/3除く)

○駅北 24時間 (12/29~1/3除く)

契約方法

○契約は駅東・西の自転車駐車場内の
管理室で受け付けています。

(駅北は無人のため駅東管理室で手
続きしてください。)

自転車等駐車場使用料

種 別	利用期間	自転車	原動機付自転車
定 学	1 カ月	1,010円	1,520円
	3 カ月	2,750円	4,120円
	6 カ月	5,090円	7,640円
利 一	1 カ月	1,220円	1,830円
	3 カ月	3,310円	4,990円
	6 カ月	6,110円	9,170円
用 般	一時利用 1日 (1回)	100円	150円

市民税課からのお知らせ

《図》

所得証明などの発行

■市民税に関する証明

（平成13年分の所得証明、平成14年度の課税証明など）
6月3日（月）から発行予定です。

■固定資産税に関する証明

（平成14年度評価証明、資産証明など）
3月1日から発行しています。

○手続きに必要なもの
《本人または同居の家族の場合》

・申請者の印鑑
《本人または同居の家族以外の
方の場合》
・申請者の印鑑
・本人の印鑑を押印した委任状

証明Q & A

○所得証明は
どこの市町村
で取るの？



Q 私は平成14年4月1日にA市から佐賀市に引っ越しました。平成14年度（平成13年分）の所得証明は、佐賀市で取れるのでしょうか。
A 所得証明は1月1日に住所のあった市町村でしか発行することができません。
あなたの場合、平成14年1月1日現在A市に住所がありましたので、平成14年度の所得証明はA市で取ることになります。

○郵送で証明を取る場合
引っ越しをして、佐賀市から遠い所にお住まいの方など、役所の窓口で証明を取りに来ることのできない方については、郵送で証明書を取ることができます。

《送付していただくもの》
・証明願（下図参照）
・手数料（郵便局の定額小為替）
・返信用封筒（あて先を記入して80円切手を貼付）

◎送付先・問い合わせ

〒840-8501

佐賀市役所 市民税課 証

明担当 ☎40・7064

軽自動車税・自動車税の納入は 5月31日（金）までにお願ひします

■軽自動車税を 納めていただく人

平成14年度の軽自動車税は、平成14年4月1日現在、軽自動車などを所有している人に課税されます。4月2日以降に、廃車や名義変更しても、平成14年度分の軽自動車税を納めていただくことになります。（軽自動車税は、普通自動車税のような月割課税はありません）今年の納税通知書は5月上旬に発送しています。5月31日（金）までに、納入してください。なお、口座振替ご利用の方は、振替日（5月

証 明 願

- 必要とする証明書
・種類（○年度○年分の○○証明書）
・通数
・使用目的
- 証明年度の1月1日現在の住所
- 現住所
- 証明書の必要な人の氏名（フリガナ）印
- 生年月日
- 電話番号（現在の連絡先）

■自動車税を 納めていただく人

納税通知書は5月11日ころ県税事務所から郵送されます。口座振替ご利用の方は、振替日（5月31日）に残高が不足しないように注意してください。今年度から自動車税のグリーン化が始まり、税額が増減する自動車があります。



31日）に残高が不足しないように注意してください。

○軽自動車税納税証明書について
軽自動車の継続検査（車検）を受けるときは、軽自動車税納税証明書が必要です。

軽自動車税を納付した時には、納税通知書2枚目（下段）が「納税証明書」になりますので、車検と一緒大切に保管してください。車検と領収証書（納税証明書）を発送します。

○自動車税納税証明書について
自動車の継続検査（車検）を受けるときは、自動車税納税証明書が必要です。

自動車税を納付した時には、納税通知書の右片が「納税証明書」になりますので、車検と一緒に大切に保管してください。車検と領収証書（納税証明書）を発送します。

○問い合わせ
佐賀県税事務所（☎30・3161）または県税務課自動車係（☎30・1511）

老人医療・国民健康保険

入院時医療費・食事代の減額について

該当する方は手続きを

◇老人医療受給の方

入院すると、医療費【1割負担 上限37,200円/月】と、食事代として標準負担額【定額780円/日】を自己負担することになります。市民税の非課税世帯などの方は、この医療費の限度額適用《表1》および

標準負担額の減額措置《表2》を受けることができます。

これらの適用を受けるためには『認定証』が必要ですので保険年金課老人医療係に申請をしてください。認定された方には、『認定証』を交付しますので、入院される際に医療機関の窓口

現在お持ちの認定証（平成13年度分）は、有効期限が5月31日までとなっています。平成14年度については更新の手続きを行ってください。

なお、今年の10月に制度改正が予定されており、認定の区分が変更になる予定です。

○手続きに必要なもの

- ・老人医療受給者証
- ・健康保険証
- ・印鑑

○手続きの場所

老人医療コーナー
（6・7番窓口）

※平成14年1月2日以降に佐賀市に転入された方は、前住所地での平成14年度の市町村民税非課税証明書が必要です。

※長期入院の申請には、病院などで発行の領収書が必要です。

○問い合わせ

保険年金課 老人医療係
☎40・7274

◇国民健康保険加入の方

入院すると、医療費【3割または2割負担】と、食事代として標準負担額【定額780円/日】を自己負担することになります。市民税の非課税世帯な

《表1》入院時の医療費の一部負担金〔老人医療〕

定率1割負担

上限	一般世帯	37,200円/月
	市民税の非課税世帯など	24,600円/月
	市民税の非課税世帯などの老齢福祉年金受給者	15,000円/月

《表2》入院時の食事に係る標準負担額〔老人医療・国民健康保険〕

一般世帯		1日	780円
市民税の非課税世帯など	90日目までの入院	1日	650円
	91日目以降の入院（長期入院）	1日	500円
市民税の非課税世帯などの老齢福祉年金受給者		1日	300円

- ・国民健康保険証
- ・印鑑

○手続きの場所

国民健康保険コーナー
（11番窓口）

※平成14年1月2日以降に佐賀市に転入された方は、前住所地での平成14年度の市町村民税非課税証明書が必要です。

※長期入院の申請には、病院などで発行の領収書が必要です。

○問い合わせ

保険年金課 給付係
☎40・7271

○手続きに必要なもの

どの方は、この標準負担額の減額措置《表2》を受けることができます。

これらの適用を受けるためには『認定証』が必要ですので保険年金課給付係に申請をしてください。認定された方には、『認定証』を交付しますので、入院される際に医療機関の窓口に提示してください。

現在お持ちの認定証（平成13年度分）は、有効期限が5月31日までとなっています。平成14年度については更新の手続きを行ってください。

春の施設見学会参加者募集

春の暖かい一日、
「春の施設見学会」に参加してみませんか。

日 時 5月31日（金） 参加料 無料
定 員 80人 持ってくるもの 弁当、水筒

NEW

9:30~10:30

イスクエアビル

10:45~11:30
大隈記念館・生家

11:45~13:15
ひょうたん島公園
【昼食】

13:45~14:45
最終処分場

15:10
市役所到着

9:15
市役所西玄関集合
9:20
市役所出発

スタート

ゴール

◎申し込み 秘書課広報係 ☎40・7021

リサちゃんの リサイクルレポート



「処理に困っているものはありますか？」

こんにちは、リサです。
皆さん、いらなくなったバッテリーやタイヤや消火器などの処理に困っていませんか？困ったからといって、その辺にポイッと捨てたりしてはいけませんよ。今回は「処理困難物の処理の仕方」のレポートです。

■処理困難物ってなに？

家庭から出るごみでも、市の施設で燃やしたり、破碎したり、そのまま埋め立てたりすることができないものがあります。そういったものが「処理困難物」です。ごみカレンダーの中に「市の施設で受け付けできないもの」と表示しています。

■処理のしかたを品別に紹介します。(料金目は目安です。また、持ち込みが基本です。)

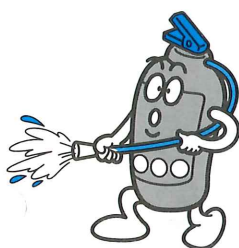
☆バッテリー（自動車用・二輪車用）
使用済みバッテリーは、お買

い上げの販売店にお渡しください。販売店はリサイクルのため無償で引き取ります。このマークが目印ですよ。環境課でも最寄りの業者を紹介しています。



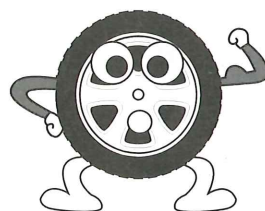
★消火器

最寄りの販売店へご相談ください。環境課でも処理業者を紹介しています。料金は大きさにもよりますが、1本1,000円程度です。



☆タイヤ

引き取り・料金ともに、最寄りの販売店へ相談してください。



★ガスが入っている卓上カセットボンベ

販売店では引き取りはしていないようです。処理ができる専門業者を環境課で紹介します。料金は1本100円〜500円程度です。



☆塗り残しのペンキ（塗料）

処理ができる専門業者を環境課で紹介します。料金は1リットル当たり150円程度です。



★大量の廃食用油

処理ができる専門業者を環境課で紹介します。料金は18リットル（一斗缶）当たり1,200円程度です。

行政相談

総務省では国などの行政に対する苦情、意見、要望を受け付け、行政運営の改善などに結びつける業務を下記のとおり行っています。時代に行政があっていない、納得できない、お困りのことなどがありましたら、お気軽にご利用ください。

春の行政相談週間は

5月20日(月)～26日(日)

日時 毎月第1週～第3週は金曜日、
第4週目は水曜日
13:30～16:30

場所 市民相談コーナー(佐賀市役所1階)

担当 古藤浩、貞包新一、王丸郁子、真島康子の各行政相談委員が1名ずつ交代で対応します。

◎問い合わせ 佐賀行政評価事務所
行政相談課 ☎22・2651



「店内に設置してあるリサイクルボックス」

☆充電式電池
販売店にあるリサイクルボックスで回収します。このマークが目印です。

「このマークはお店へ」



「充電式電池の本体や充電式電池のリサイクルボックスなどについているリサイクルマーク」です。

■その他の処理困難物の処理は？

他にもなにか処理に困っているものがあつたら、相談してくださいね。

それじゃ、またね。

◎問い合わせ 環境課 ごみ対策推進室 ☎40・7203



★中身の入った殺虫スプレー
処理ができる専門業者を環境課で紹介します。料金は1リットル当たり300円程度です。

平成14年度

環境フォーラム（講義と実践）を開催します！

“環境問題”をいろいろな視点で勉強してみませんか？

今日のさまざまな“環境問題”

について、正しい認識を培い、環境に関する理解を深め環境に対する意識の向上と参加気運の向上を図るこ

とを目的とし

て、佐賀大学と佐賀市が連

携して、「佐賀環境フォーラ

ム」を本年度も開催します。

◎前期と後期に分けて通年で実施します。

◇前期（5月～7月）

※内容は変更になる場合があります。

①講義

【日程】 5月28日～7月12日の火曜・金曜日の週2回（14回）

【時間】 19時～20時30分

【内容】 環境行政、農学、リサイクル、ISOなど

【会場】 佐賀大学全学教育センター大講義室

②現地見学会

【時間】 9時～15時

【内容】（土曜日を予定）

自然観察・有明海観察・ごみ



処理施設見学・水関連施設見学

※次のいずれか1つに参加。ただし、ご希望どおりに参加できない場合もあります。

◇後期（10月～1月）

①グループ・ワークショップ（10月～12月）

【内容】 グループをつくり研究活動を行います。

②ワークショップ研究発表会（1月）

【内容】 ワークショップの研究成果を発表します。



◎募集要件

①前期・後期の受講が可能な方

②前期・後期の受講が可能な高校生で、保護者の了解が得られる方

③佐賀大学以外の学生

◎定員 50名（①②③合計）

◎受講料

①一般 6,000円 ②・③高

校生・学生 2,000円

◎申込方法

メールまたは葉書に次の内容を記入の上お申し込み下さい。

「環境フォーラム受講」と明記

し、「郵便番号、住所、氏名、年齢、職業（高校生・学生は学校名）、電話番号」をご記入の上お申し込みください。

※高校生は保護者の署名捺印が必要です。

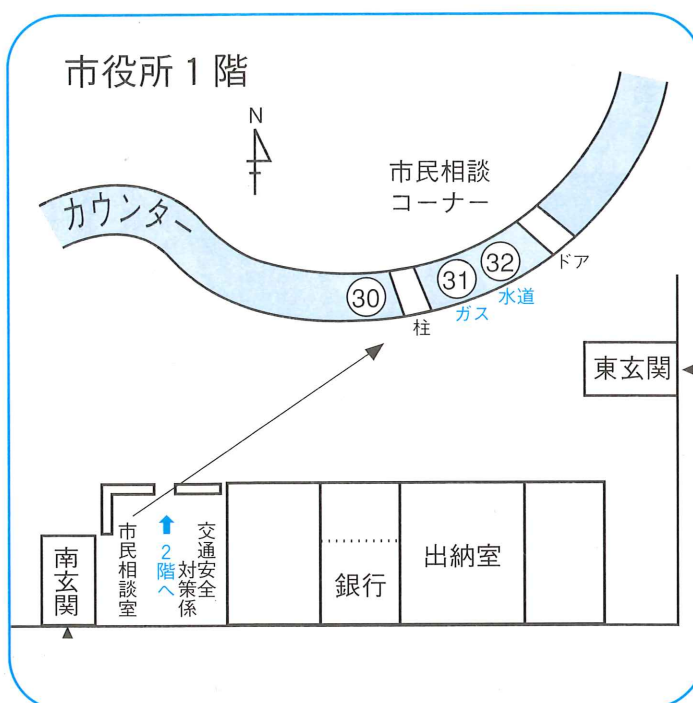
○締め切り 5月22日（水）（消印有効）※応募者多数の場合は抽選します。

◎送付先（問い合わせ先）〒840-8501 佐賀市栄町1番1号 環境課内 佐賀環境フォーラム実行委員会事務局

☎40-7201 e-mail: kankyo@city.saga.saga.jp



5月27日から場所が移動します



市民相談窓口

総合窓口東側へ

これまで同様に、市の業務や日常生活の悩みごと、心配ごとがありましたら、お気軽にご利用ください。

◎問い合わせ 市民生活課市民相談コーナー ☎40-7085

交通安全対策係

2階へ

交通安全対策や防犯灯の補助金申請、市民交通傷害保険などに関することは、庁舎西側エレベーター、または階段を利用し、2階までお願いします。

◎問い合わせ 総務課交通安全対策係 ☎40-7012

よかとこ わがまち

広域圏
市町村紹介
その③
三日月町

三日月の条里

三日月町は条里制の面影をよく残している町として知られていることをご存じですか？

条里制とは飛鳥時代から平安時代にかけて行われた土地区画整理事業とそれに基づく土地制度です。1町（約109m）四方の「坪」を基本の区画とし、この「坪」が縦横6列ずつ並ぶ6町（約654m）四方の範囲を大区画として畦や溝あるいは道路によって基盤の目のように

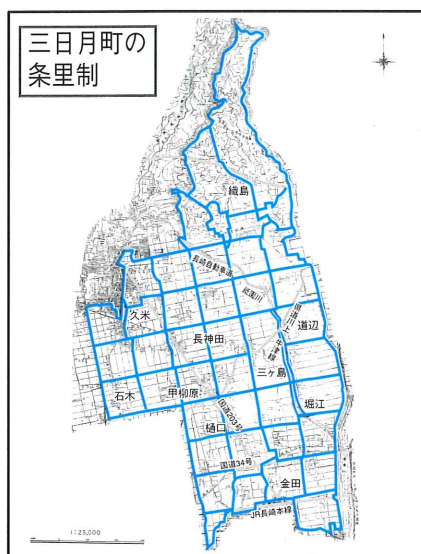
区画しました。この大区画の東西と南北をそれぞれ「条」と「里」で数えたことから条里制といえます。

肥前国（現在の佐賀県と長崎県の大部分）では、6町四方の

大区画にそれぞれ固有の名前をつけて「〇〇ケ里」と

呼び、大区画に含まれる計36の「坪」には1から36までの番号をつけていました。

古代の小城郡条里の整然とした地割りはその後も中世から近世を経て



現代に至るまで受け継がれ、「四条」「五条」「〇〇ケ里」「〇〇坪」などの地名とともにふるさとの風景を特色づけています。

◎問い合わせ 小城町役場企画開発課 ☎73・4807

「the bird's eye」 南アジア生活雑貨展開催

雑貨約300点を展示

・個人輸入カタログ閲覧サロン

世界各国の個人輸入カタログを展示（貿易実務も分かりやすく解説します。）

・小口輸入セミナー

ビジネスを始めた方に最適です。

・中国茶講座

気軽に中国茶が楽しめます。

・アクセサリ講座

生活シーン別に、南アジアの

ビーズを使ってオリジナルストラップを作ります。

・アロマ講座

あなただけの香りを探してみませんか。

日時 6月1日(土)、2日(日)

10時～17時

会場 佐賀市呉服町アーケード内「恵比須ギャラリー」(佐賀銀行旧呉服町支店)

※当日は、656広場において、地元商店街によるアジア屋台など楽しいイベントも開催される予定です。

◎問い合わせ (社)佐賀県貿易協会

会 ☎26・1474

さがんもん逸品づくり道場

入門者募集！

佐賀市の特産品づくりに取組んでみませんか

農産物を使ったお饅頭、果樹

を使ったワイン、海産物を使った佃煮などは「地域の顔」として物産館やお土産品店で大好評です。このような地元の農産物

や海産物を使った特産品（加工品）をあなたが作るとしたらどんなものをお考えですか。

市では、これらの農産物や海産物を使った特産品作りの取組みとして、農産加工研修「さがんもん（ひと・もの）逸品づくり道場」の受講者を募集します。

興味のある方はぜひ応募してください。

《応募先》

〒840-8501

佐賀市役所農林水産課「さがんもん逸品づくり道場」係

《締め切り》6月7日(金)

※当日消印有効

※受講者は20名程度とし、応募のあった中から選考します。後日、対象者には連絡します。

受講者には1年間を通して商品化を目指すための支援（技術指導・講習会など）をします。

◎問い合わせ

農林水産課特産係

☎40・7116

① 佐賀市内にお住まいの方

② 農産物や海産物を使ったア

《応募条件》

加工活動を考えている方、これから加工活動を考えている方。

《応募条件》

① 佐賀市内にお住まいの方

② 農産物や海産物を使ったア

「楽しい」「おいしい」「なつかしい」観光のまちづくり

佐賀市観光振興戦略プラン・具体化事業報告

佐賀市では平成12～13年度において観光振興の基本方針、具体化事業の検討を行い、このほど最終報告をまとめました。

今回提案の具体化事業では、新たな観光佐賀をつくりだす主役は行政、事業者、観光団体、市民と多岐にわたり、多くの力で実現していこうというものです。

今後も広く皆さまのご協力を得ながら、これらの提案の具体化と新たな観光資源開発への取り組みを進めていきたいと考えています。

佐賀市の観光振興の課題は

- ・「佐賀市のイメージがない」
- ・「買うもの、食べるものがない」
- ・「何が魅力が分からない」など



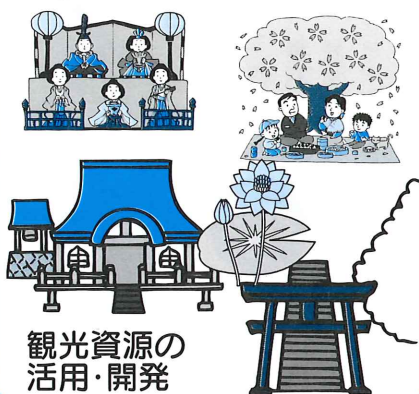
観光振興戦略プランの3つの基本方針は

- 1 佐賀のイメージ形成と効果的なPR
- 2 観光により産業の振興を図る
- 3 市民の力によって観光資源を開発

この基本方針に基づいた具体化事業として、3つのプロジェクトを提案しました



観光のまちづくり



観光資源の活用・開発

「観光のまちづくり」プロジェクト

- ・地域の観光資源の発掘
- ・資源活用による観光テーマづくり
- ・佐賀らしい観光テーマ・物語
- ・地区別の資源開発 など

「佐賀よかもん」づくり



食の文化づくり

「佐賀よかもんづくり」プロジェクト

- ・佐賀の土産・食の開発による埋もれた資源の活用
- ・多様な佐賀の土産・食の資源開発体制づくり など

もてなしのまちづくり



もてなし
人材の育成

「もてなしのまちづくり」プロジェクト

- ・市民・事業者の観光意識の啓発
- ・もてなしの人材育成
- ・観光ボランティア制度 など

佐賀の観光振興についてのご意見・ご提案をお寄せください

問い合わせ・連絡先

観光・文化課 観光企画係

☎ : 40・7110

FAX : 26・6244

E-mail : kanko@city.saga.saga.jp



おきくめなぐーまず電話！

長引く不況の中で、消費者を取り巻く環境も厳しいものとなっています。消費者の自己責任を問われる一方で、昨年4月に消費者契約法も制定され、消費者の利益を守る法律の整備も進められています。昨年度、市消費生活相談窓口には、契約に関するもの、販売方法に関するものなど、833件の相談が寄せられました。

相談の多い商品、役務（サービス）ワースト5は次のとおりです。

1位 金融・保険 サービス 306件

サラ金、ヤミ金、クレジットなどの多重債務、保証人、名義貸し、生命保険

（例）生活費が足りずに借り始めたが、返済のために借り入れを繰り返したため、債務が膨らみどうすることもできなくなってしまった。整理したい。

多重債務に関する相談は、年々増加しています。借金の整理方法には、自己破産や特定調停や任意整理に加えて、民事再生法の個人再生手続きも新たにできる



ようになりました。違法な高金利のヤミ金被害も急増しています。まずは、当窓口へご相談ください。

2位 教養娯楽品 118件

資格教材・学習教材・新聞の訪問販売、電話勧誘販売

（例）職場に電話があり、「10年程前に申し込んだマネジメント講座の契約は継続している。登録を消すために25万円の費用が必要だ」と、新たな契約をしつこく勧められている。本当だろうか。

以前契約した個人情報流出しているらしく、それを悪用した資格商法の2次被害が増加しています。電話での勧誘販売で

3位 住居品 66件

布団、浄水器、家電製品の訪問販売、SF商法

断っている人に再度勧誘することとは法律で禁止されています。また、電話で契約をしてしまった場合でも、クーリングオフの対象となりますので、8日以内に書面で通知しましょう。

（例）チラシを見て集まり、団地の一部屋に連れて行かれた。健康の話をして手を上げさせて、景品を配られた。最後に健康布団を勧められ断わりきれず、契約してしまった。高額で払えないので解約したい。



4位 運輸・通信 サービス 55件

景品につられて会場へ行くと最後に高額な商品の勧誘をされます。8日以内であればクーリングオフができます。



覚えのない電話料金（電話情報サービス、国際電話など）の不当請求

（例）携帯電話の着信履歴を見てかけ直したが、出会い系サイトの案内が流れたため慌てて切った。高額な請求がくるといううわさを聞いたが、大丈夫だろうか。

いわゆる「ワン切り」の相談が増えています。かけ直しただけで登録していなければ、情報料の支払い義務はありません。高額な請求をされても、支払いの必要がないことを相手にはっきり伝えましょう。

5位 レンタル・リース・賃借 32件

借家・アパートの敷金など

（例）2年間住んだアパートを退去した。2日前に敷金の精算書が届き、畳かえやフロスの張り替えのため返還金はないらしい。特別に傷をつけるような事もなく暮らしてきたので納得いかない。

敷金をめぐるトラブルが増えたことから、建設省（現・国土交通省）は、原状回復に関する家主の負担と借り手の負担を定めたガイドラインを策定しています。精算内容に納得いかない場合は、このガイドラインに沿って交渉してみましょう。入退去時には、双方の立ち会いの元で確認を行いましょう。

◎問い合わせ・相談
総務課消費生活相談窓口
☎40・7087

おかしい、困った納得がいけないと思ったらご相談ください



予防接種は 受けましたか？

母子健康手帳で確認を

個別接種

子どもの普段の健康状態をよく知っているかかりつけの医師の所で受けるものです。
子どもの体調にあわせて、受ける日を選ぶことができます。

佐賀市では
・三種混合（百日ぜき・ジフテリア・破傷風）・麻しん・風しん・日本脳炎
を個別接種で行っています。

個別接種は、接種できる医療機関が決められています。下の表を参考にしてください。
日時などについては、医療機関にお尋ねください。

集団接種

接種の日時・場所が決められており、みんな一斉にまわって受けます。

佐賀市では

・BCG（毎月）

・ポリオ（5・10月・11月）

を集団接種で行っています。

詳しくは、実施月の「市報さが」をご覧ください。



《次はいつ受けたらいいの？》

予防接種を受けた後に、次の予防接種を受けるときは、きちんと免疫をつけるために一定の間隔をあけなければなりません。

生ワクチン

ポリオ、麻しん
風しん、BCG

4週間以上あける

生ワクチン
不活化ワクチン

不活化ワクチン

三種混合
日本脳炎

1週間以上あける

生ワクチン
不活化ワクチン

※同一ワクチンを2回以上接種する場合、この図とは異なります。

個別接種（麻しん・風しん・三種混合・日本脳炎）は次の医療機関で受けられます。

* 7歳6カ月未満まで受けられます。対象年齢以外は、有料になります。

平成14年4月1日現在

医療機関名	住 所	電話番号	麻しん	風しん	三種混合	日本脳炎
			3歳	3歳	3歳	3歳以上
			未満	以上	未満	以上
飯 盛 内 科	多布施	23-2095	○	○	○	○
池 田 内 科 医 院	若 宮	31-1222	○	○	○	○
池田内科皮フ科医院	嘉瀬町	23-0239		○		○
内 田 記 念 病 院	高木瀬町	31-7771	○	○	○	○
江 口 医 院	神野東	23-3005	○	○	○	○
大 庭 医 院	紺屋町	23-7312	○	○	○	○
かじはら内科クリニック	八戸溝	36-8536	○	○	○	○
片 瀧 医 院	本庄町	24-1533	○	○	○	○
香 月 医 院	本庄町	26-7615	○	○	○	○
川副内科小児科医院	八 戸	23-2521	○	○	○	○
神田胃腸科内科医院	蓮池町	97-0019	○	○	○	○
北 島 整 形 外 科	高木瀬東	30-2657	○	○	○	○
木 下 医 院	久保泉町	98-0135	○	○	○	○
木 村 医 院	久保泉町	98-1234	○	○	○	○
くろいわ子供ないか	南佐賀	23-7735	○	○	○	○
こ の の 医 院	神野東	23-7276	○	○	○	○
神 野 診 療 所	兵庫南	31-1060	○	○	○	○
こが内科こどもクリニック	西与賀町	24-0541	○	○	○	○
ごとう整形外科皮膚科クリニック	木 原	23-7100		○		○
酒 井 医 院	水ヶ江	23-2872				○
佐賀整肢学園 こども発達医療センター	金立町	98-2211	○	○	○	○
佐賀リハビリテーション病院	南佐賀	25-0231		○		○
至 誠 会 病 院	田 代	24-5325	○	○	○	○
志 田 病 院	水ヶ江	23-3720	○	○	○	○
島内外科内科医院	神野西	31-3817	○	○	○	○
島 田 医 院	嘉瀬町	23-5805	○	○	○	○
しらみず診療所	駅前中央	34-1120	○	○	○	○
陣内胃腸科内科医院	鍋島町	29-2226		○		○
杉 原 医 院	鍋島町	31-5005	○	○	○	○
副 島 病 院	大 財	24-5251	○	○	○	○
第一心療クリニック	駅南本町	22-4929		○		○
高 柳 内 科	嘉瀬町	23-6563	○	○	○	○
たじり内科小児科	金立町	98-2400	○	○	○	○
千葉内科循環器科	天 神	22-7531		○		○

医療機関名	住 所	電話番号	麻しん	風しん	三種混合	日本脳炎
			3歳	3歳	3歳	3歳以上
			未満	以上	未満	以上
つのだ内科クリニック	兵庫南	27-1777	○	○	○	○
鶴 田 内 科	日の出	31-3868		○		○
富 崎 小 児 科	神野東	30-5793	○	○	○	○
永江内科小児科医院	開 成	30-2211	○	○	○	○
野 副 内 科 医 院	神 園	30-7161	○	○	○	○
橋 野 医 院	高木瀬東	31-0007				○
ばばこどもクリニック	鍋 島	30-8900	○	○	○	○
原田内科小児科医院	木 原	29-5091	○	○	○	○
日浦呼吸器科内科小児科医院	鍋 島	34-1400	○	○	○	○
久 富 小 児 科 医 院	柳 町	23-2775	○	○	○	○
ひさのう循環器科内科	鍋 島	33-0020	○	○	○	○
百 武 医 院	金立町	98-2076	○	○	○	○
兵庫こども内科クリニック	兵庫南	27-7667	○	○	○	○
平 野 医 院	北川副町	23-2251	○		○	○
広 瀬 小 児 科 医 院	中の小路	23-4455	○	○	○	○
深川胃腸科外科医院	水ヶ江	23-8412		○		○
福 田 医 院	木 原	26-4611	○	○	○	○
本 庄 診 療 所	本庄町	26-6858	○	○	○	○
前 山 胃 腸 科	川原町	23-2348		○		○
松 永 内 科 医 院	高木瀬西	31-1940	○	○	○	○
丸内レディースクリニック	高木瀬東	32-4488	○	○	○	
宮 崎 外 科 医 院	愛敬町	25-1245	○	○	○	○
本 村 医 院	水ヶ江	22-6356	○	○	○	○
森 医 院	八 戸	28-7383	○	○	○	○
森 永 医 院	久保泉町	98-1125		○		○
諸 隈 病 院	水ヶ江	22-5500		○		○
矢 ケ 部 医 院	木 原	29-6121	○	○	○	○
山 口 ク リ ニ ッ ク	鍋 島	33-2626	○	○	○	○
横 尾 ク リ ニ ッ ク	長瀬町	23-8219	○	○	○	○
渡 部 産 婦 人 科	開 成	31-8585	○	○	○	○
わたなべ小児科	神 園	30-3581	○	○	○	○
国 立 佐 賀 病 院	日の出	30-7141	○	○	○	○
佐賀県立病院好生館	水ヶ江	24-2171	○	○	○	○
佐賀社会保険病院	兵庫南	28-5311	○	○	○	○

※詳細については、病院へ直接お問い合わせください。

佐賀市 26 歴史探検

つらもと けんしょう ずいりゅう 田代陣基顕彰碑と瑞龍庵

田代陣基は、「葉隠」の著述者として知られています。陣基は、佐賀藩士田代小左衛門宗澄の子として、延宝6(1678)年佐賀に生まれました。元禄9(1696)年、19歳のときから、3代藩主綱茂、4代吉茂のもとで祐筆役*として仕えましたが、宝永6(1709)年に、理由は分かりませんが御役御免となりました。

山本常朝との出会いは、その翌7年のことで、以来7年の歳月を経て「葉隠」を完成させました。陣基は、その後享保16(1731)年、54歳のとき、6代藩主の宗茂の時代に再び祐筆役になりました。

陣基は、寛延元(1748)年、71歳で没し、佐賀市田代の瑞龍庵に葬られました。墓碑には「松盟軒期醉之墓」と刻まれています。その後、彼の墓はどこにあるのか、人々から忘れ去られてしまいましたが、昭和19年に発見されました。

この発見を記念して、有志により碑が瑞龍庵に建てられました。その碑文には「田代陣基先生葉隠纂述記念之碑」と刻まれています。「陣基」と「陳基」。似て非なる文字であり、刻み間違いかと思われる人がいるかもしれませんが、漢和辞典を引くと、「陣」は「陳」の俗字であり、陣は戦乱などの際に用いるとあります。昭和19年に顕彰碑を建立する際、田代陣基への思いを込めて、本来の字を使用したものと思われます。

田代陣基は、山本常朝同様、葉隠を語るときにはなくてはならない人です。佐賀の「歴史的精神的遺産」である「葉隠」に接したいと思うときには、この瑞龍庵も訪ねてみませんか。

※祐筆役…藩の文書事務を担当した役職。



田代陣基の墓



「田代陣基先生」と刻まれています。



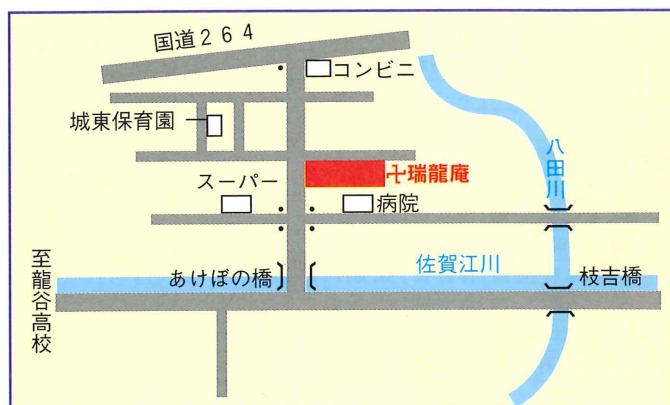
墓碑の隣にある記念碑

一口メモ

瑞龍庵の入口にも田代陣基の墓があることを示した石柱が建っており、ここにも「陣基」は「陳基」と刻まれています。



瑞龍庵入口の石柱



市花「さざんか」
昭和54年4月制定

“市の木・いちろう”、“市の花・さざんか”は、市制施行90周年記念行事の一つとして、市民からのご応募で選ばれたもので、昭和54年4月1日の記念式典で正式に制定されました。

人口	164,033人 (-1,516)	男	77,764人 (-876)	3月31日現在の人口
世帯	63,249 (-688)	女	86,269人 (-640)	()内は前月との差